

一人親方労災保険が加入しやすくなりました

建設業の一人親方は、請負業の事業主であっても業務や災害発生状況が労働者に近いため、国は「特別」に労働者災害補償保険（労災保険）の任意加入を認め、業務災害や通勤災害に対し、労働者と同様の補償をしています。その制度が『一人親方労災保険特別加入制度』です。

現場においては、入構者の安全提出書類として、社長（事業主・役員等）の中小事業主の労災特別加入・一人親方労災の特別加入が厳しくなっています。

当組合では、平成28年1月より加入時の出資金を不要に、賦課金も下げて加入しやすく改定いたしました。この機会に是非ご検討ください。



もし、元請け工事中に労災事故が起こったら元請け事業者の労災保険は使える？

元請け事業主本人 × 元請け会社の従業員 ○

下請け（孫請け）事業主 × 下請け（孫請け）会社の従業員 ○ 一人親方 ×

個人事業主扱いとなる一人親方は自助努力で必ず一人親方労災保険に加入しましょう

【一人親方労災保険に加入するには？】

当組合にご加入の上で、労働局から認可を得た特別加入団体『労働保険事務組合 関西社労懇』と業務提携して、『京都府鳶工業協同組合一人親方部会』として取り扱いを行っています。

【保険給付の主な内容】 業務上や通勤途上によりケガや病気を負ったとき

給付種別	保険給付事由	給付内容
療養（補償）給付	病院で治療を受けた場合	治療費は全額無料（通勤災害は初回のみ一部負担金 200 円）
休業（補償）給付	休業をした4日目から	休業1日につき給付基礎日額の80%相当額
障害（補償）給付	障害の状態が残ったとき	障害等級により一時金又は年金
遺族（補償）給付	死亡したとき	遺族の数等に応じ年金または一時金 最大1,000日分
この他、介護（補償）給付、傷病（補償）年金、葬祭料、二次健康診断等給付、などがあります		

【1年間の労災保険特別加入にかかる費用】

労災保険料+賦課金（京都府鳶工業協同組合加入費）500 円/月+労働保険事務組合費（事務費）1,000 円/月のみ

給付基礎日額	1日3,500円	5,000円	10,000円
労災保険料	24,263円	34,675円	69,350円
賦課金	6,000円	6,000円	6,000円
事務組合費	12,000円	12,000円	12,000円
年間合計	42,263円	52,675円	87,350円



給付基礎日額は3,500円から25,000円までをご本人が任意で選択してください
一人親方労災には建設業法28業種を営む事業者どなたでも加入できます。

ご相談は
鳶工業協同組合まで
075-451-7791